東京の障害者雇用に係る施策の展開

1　東京の障害者雇用の現状

【民間企業に雇用されている障害者の数は着実に増加】

雇用情勢の改善が続く中、障害者の雇用状況については、令和７年６月１日現在、都内の民間企業の雇用障害者数は着実に増加し、263,341.0 人と過去最高となりました。（図１）

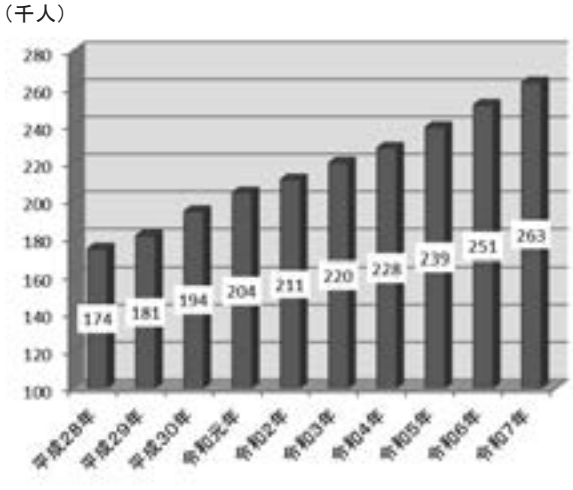
また、障害者実雇用率は 2.30%（図２）で、1,000 人以上規模企業の実雇用率は 2.63%と法定雇用率を上回っていますが、500 人から 1,000 人未満規模企業では 2.24%、300 人から 500 人未満規模企業では 1.94%、100 人から 300 人未満規模企業では 1.53%、40.0 人から 100 人未満規模企業では 0.94%と、中小企業で依然として低い水準にあります。さらに、全体として雇用率達成企業の割合は 31.1%にとどまっており、全国に比べると低い状況にあり雇用機会の拡大を図ることが必要です。（表１）

＊ 法定雇用率は令和８年７月より2.5%から2.7%に引上げとなりました。

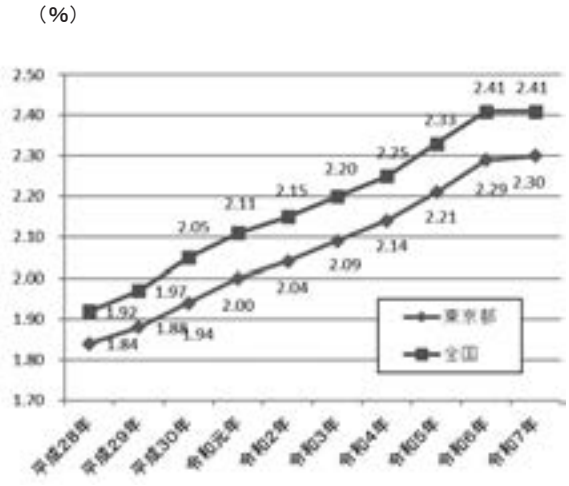
また、これに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業者40.0人以上から37.5人以上に変わりました。

都内民間企業の雇用障害者数及び障害者雇用率の推移（令和7年 6 月 1 日現在）

（図1）　障害者雇用者数の推移



（図2）　障害者雇用率の推移



（東京労働局調べ）

都内民間企業の障害者雇用(令和7年 6 月 1 日現在)　（表1）

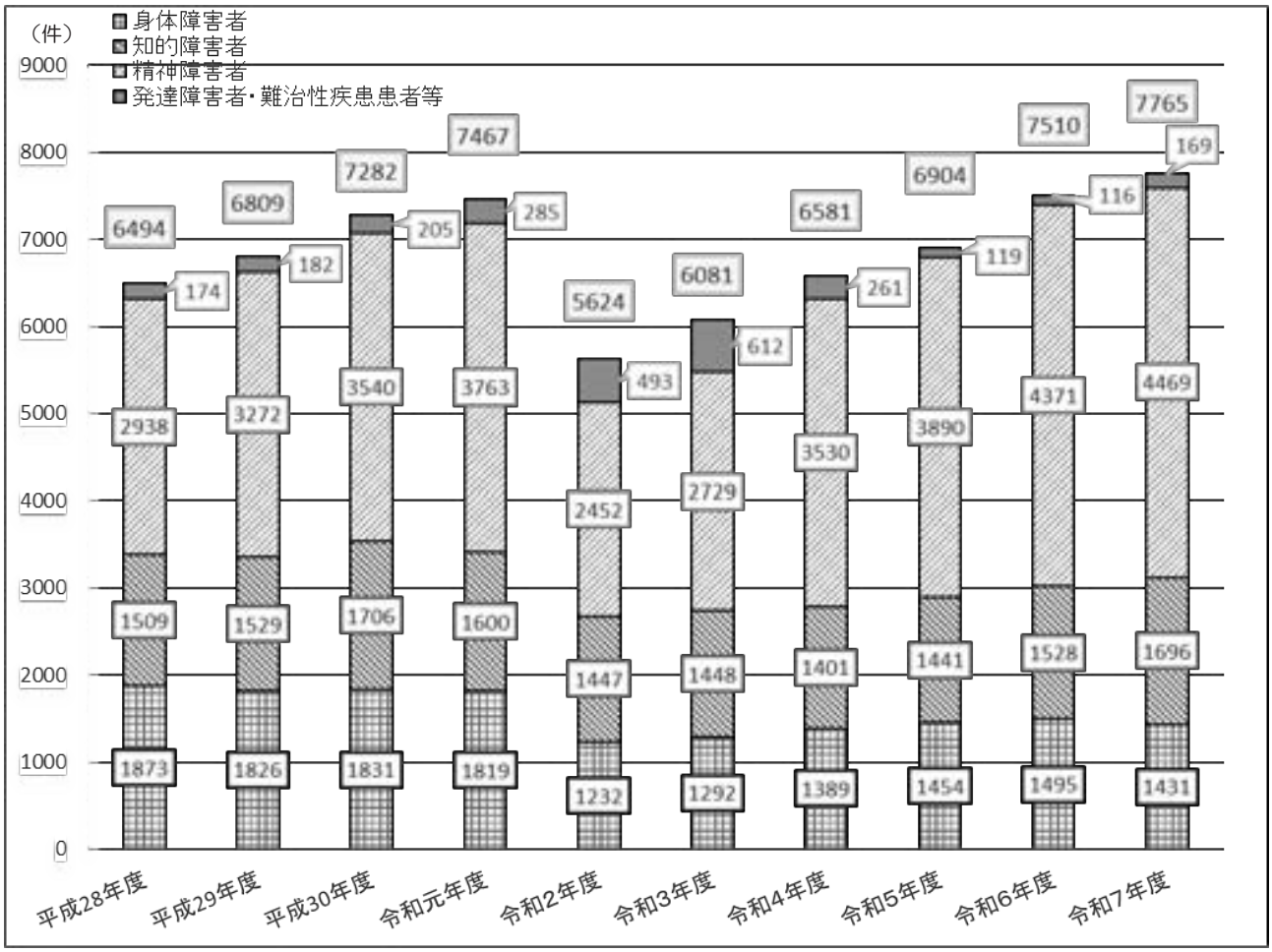
	対象企業数 （雇用率）	達成企業数 （構成比）	未達成企業数 （構成比）
40.0～99人	12,200 (0.94)	3,218 (26.4)	8,982 (73.6)
100人～299人	8,151 (1.53)	2,593 (31.8)	5,558 (68.2)
300～499人	1,924 (1.94)	573 (29.8)	1,351 (70.2)
500～999人	1,570 (2.24)	597 (38.0)	973 (62.0)
1,000人以上	1,662 (2.63)	941 (56.6)	721 (43.4)
合計	25,507 (2.30)	7,922 (31.1)	17,585 (68.9)

【障害者の就職件数は回復】

一方、令和７年度の都内ハローワークを通じて就職した障害者の就職件数は 7,765 人、令和６年度比で 3.4%増加と５年連続で増加となり、過去最高となっています。

就職件数を障害種別に見ますと、身体障害者が 1,431 人（▲4.3%）、知的障害者が 1,696 人（+11.0%）、精神障害者が 4,469 人（＋2.2%）、その他の障害者が 169 人（+45.7%）となっており、精神障害者が全体の 57.6%を占めています。

障害者の就職件数の推移（障害種別）



（東京労働局調べ）

2　国の取組

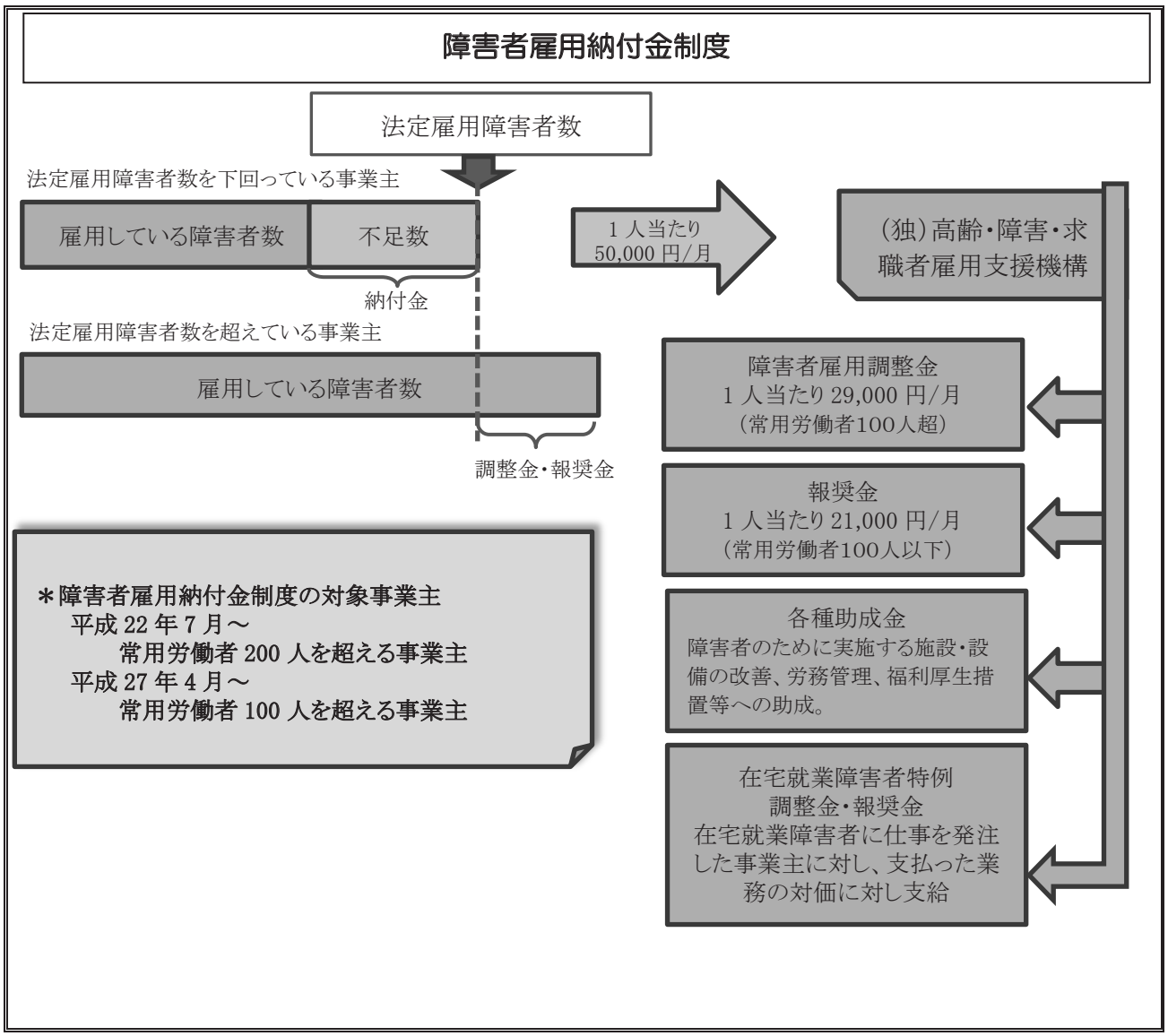
【取組の方針】

障害者雇用状況が依然として低調な中小企業に対し、障害者雇用の理解促進、不安の解消を図り、雇用の拡大に努めます。

また、全国のハローワークのネットワークを生かした職業紹介、雇用支援を行い、法定雇用率達成割合の早期改善を図ります。

【令和８年度の主な取組】

・指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導
・企業の雇用課題に対応した指導・支援
・公的機関に対する指導
・障害者個々人に応じた就職支援
・関係機関とのチーム支援による就職支援
・障害特性に応じたきめ細かな支援



３　障害者の就労支援の主な取組

都は下記計画に基づき、障害者就労支援協議会に参加する団体等と連携して、障害者の就労支援に取り組んでいます。

「2050東京戦略」（令和７年３月策定）

【ダイバーシティ・戦略０９共生社会・障害の有無に関わらず誰もが輝ける社会の実現】

障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を目指し、自立した生活への支援や働く機会の確保、社会参加の促進等の取組を推進。2024年度から2035年度までに、障害者雇用６万人増加を目標とする。

東京都障害者・障害児施策推進計画（令和６年３月策定）

東京都障害者計画と第７期東京都障害福祉計画及び第３期東京都障害児福祉計画の３つの性格を併せ持つ計画として一体的に作成されています。

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者本人の希望や状況に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（令和７年３月策定）

職業的な自立を推進する就労支援体制の整備など教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関との積極的な連携を進める。

【身近な地域の就労支援機関の設置による障害者の支援】（福祉局）

区市町村障害者就労支援センター（５１区市町）と障害者就業・生活支援センター（６か所）を設置し、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供しています。

企業に対しても、業務内容の提案、定着に向けたノウハウの提供を行っています。

【企業等での職場見学・職場実習・職業訓練】

（１）職場体験実習開拓・紹介事業（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

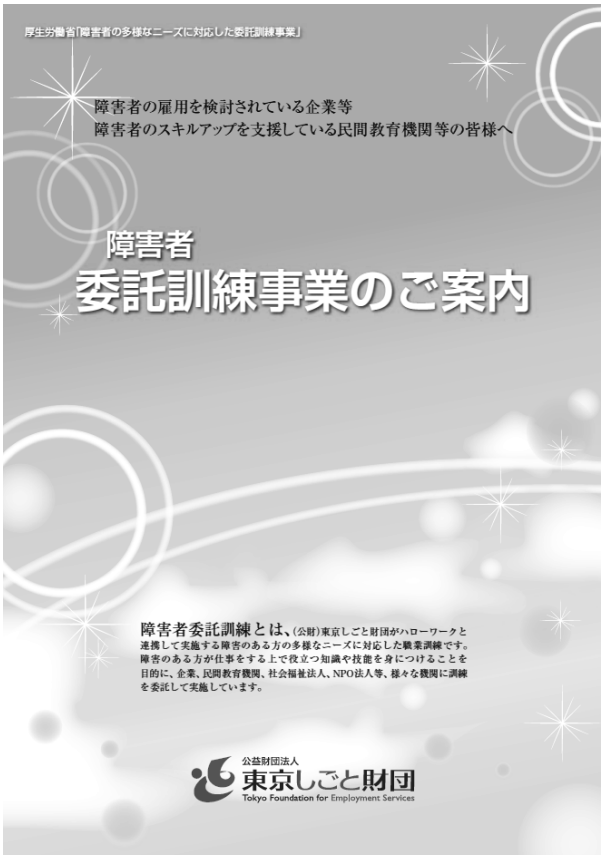
障害者雇用支援アドバイザーが実習業務の切り出しなど、受入れに当たってのアドバイスを行いながら、実習先企業を開拓し、面談会等を通して地域の就労支援機関へ紹介します。

（２）職業訓練・委託訓練（産業労働局・しごと財団）

障害者を対象とした東京障害者職業能力開発校等で職業訓練を実施するとともに、企業等の現場を活用した職業訓練の機会を提供する委託訓練を実施します。

職場訓練・委託訓練
事業案内（パンフレット）

職場体験実習面談会
（チラシ）





都内のハローワーク　一覧

所名	電話番号	最寄り駅		管轄区域
飯田橋	03-3812-8609	JR飯田橋	徒歩5分	千代田、中央、文京、島しょ
上　野	03-5818-8609	JR上野	徒歩5分	台東
品　川	03-5419-8609	JR田町 都営三田・浅草線 三田	徒歩3分 徒歩1分	港、品川
大　森	03-5493-8609	JR大森	徒歩8分	大田
渋　谷	03-3476-8609	JR渋谷	徒歩10分	渋谷、世田谷、目黒
新　宿	03-3200-8609	西武新宿線西武新宿	徒歩1分	新宿、中野、杉並
池　袋	03-3987-8609	JR池袋	徒歩10分	豊島、板橋、練馬
王　子	03-5390-8609	メトロ王子神谷	徒歩7分	北
足　立	03-3870-8609	JR・メトロ北千住	徒歩6分	荒川、足立
墨　田	03-5669-8609	JR・メトロ錦糸町	徒歩2分	墨田、葛飾
木　場	03-3643-8609	メトロ木場	徒歩5分	江東、江戸川
八王子	042-648-8609	JR八王子	徒歩3分	八王子、日野
立　川	042-525-8609	JR立川	徒歩10分	立川、昭島、小平、小金井、東村山、国分寺、国立、東大和、武蔵村山
青　梅	0428-24-8609	JR東青梅	徒歩6分	青梅、福生、あきる野、羽村、西多摩郡
三　鷹	0422-47-8609	JR三鷹	徒歩14分	三鷹、武蔵野、清瀬、東久留米、西東京
町　田	042-732-8609	JR・小田急線町田	徒歩13分	町田
府　中	042-336-8609	京王線府中	徒歩7分	府中、調布、狛江、多摩、稲城

所在地・アクセス・お問い合わせ

公益財団法人 東京しごと財団　総合支援部 障害者就業支援課 委託訓練推進班

〒102-0072　東京都千代田区飯田橋3-10-3　東京しごとセンター

TEL：03-5211-2683

URL https:// www.shigotozaidan.or.jp/shkn/　e-mail: itakukunren@shigotozaidan.or.jp

この障害者委託訓練は、東京しごと財団が、厚生労働省「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」を東京都から委託され実施しています

● 飯田橋駅から
・JR総武線「東口」徒歩7分
・東京メトロ有楽町線、南北線、都営大江戸線「A2出口」徒歩7分
・東京メトロ東西線「A5出口」徒歩3分

● 水道橋駅から
・JR総武線「西口」徒歩5分

● 九段下駅から
・東京メトロ半蔵門線、都営新宿線「3番出口」徒歩10分
・東京メトロ東西線「7番出口」徒歩8分

(R7.6)

【障害者を支援する人材の育成】

（１）就労支援機関連携スキル向上事業（福祉局）

就労支援機関等を対象に、雇用導入期の企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、医療機関との連携をスムーズにするための情報交換スキルを向上する研修を行うとともに、就労定着支援事業所等の定着支援スキルを向上する研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

（２）精神障害者就労定着連携促進事業（福祉局）

精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関連携コーディネーターの配置により、医療機関・就労支援機関・企業等が連携して就労支援を行い、精神障害者の就労定着支援の充実を図ります。

（３）就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供（東京障害者職業センター）

就労支援機関に対して、アセスメントの方法等、就労支援に関する技術的助言・援助の実施や就労支援機関からニーズが多いテーマを設定した「就労支援課題別セミナー」を開催します。また、就労支援の基礎的な内容を学ぶため初学者の方を対象とした「雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（基礎的研修）」、訪問型ジョブコーチ等の養成のためのジョブコーチ養成研修を実施するとともに、ジョブコーチ養成研修修了者へのサポート研修を実施しています。

【雇用の場と機会の拡充】

（１）チャレンジ雇用への取組（産業労働局・福祉局・教育庁）

都庁で知的・精神障害者を一定期間雇用し、業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ります。平成２８年度からは都庁内に「東京チャレンジオフィス」を開設し、知的障害者及び精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として、それぞれのニーズや適性に応じた就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

なお、東京都教育委員会においては、知的障害者・精神障害者の就労促進を図るため平成２４年度から東京都教育委員会版チャレンジ雇用を実施しており、令和４年度から身体障害者を対象に加えています。

（２）「TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ」の実施（産業労働局・東京労働局・しごと財団）

東京都、東京労働局、東京しごと財団が連携して、障害者を対象に障害者就職面接会や職場体験実習面談会を実施します。

また、業界団体とも連携し、講演やパネルディスカッションなど普及啓発イベントも併せて開催し、障害者の就職準備性の向上のほか、障害者雇用を検討している企業等の障害者雇用の取組みを促進します。

【雇用に取り組む中小企業への支援】

（１）東京ジョブコーチ支援事業（しごと財団）

所定の研修を修了した東京ジョブコーチが障害者を雇用する職場に出向き、職場環境の調整、通勤やコミュニケーション、テレワークの支援など職場に定着するための支援を行っています。

（２）障害者雇用促進ハンドブックの作成・配布（産業労働局）

障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、広く配布しています。

（３）障害者雇用就業サポートデスク（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

障害者・企業等に対し、テレワークを含む障害者雇用就業支援に係る丁寧な情報提供及び相談対応（オンラインを含む）を実施します。

（４）障害者雇用実務講座の実施（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

障害者雇用未経験の中小企業人事担当者を対象に、障害者雇用に必要な基礎知識・ノウハウを学べる講座（３日間・年６回）を実施し、障害者雇用（採用手続・雇用管理）を中核的に進める人材を養成します。

（５）障害者雇用ナビゲート事業（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

初めて障害者を雇用する中小企業を対象に、専門のナビゲーターが雇用前の職場環境等の整備から採用手続き、採用後の雇用管理に至るまで一貫した支援を長期的に行っていきます。

また、令和５年度より、テレワークを行う障害者の新たな雇用及び障害のある社員に対するテレワークの導入に対して支援を行っています。

（６）企業向けワークショップの実施（東京障害者職業センター）

障害者雇用の経験に応じた雇用管理のノウハウに関して様々なテーマを設定した、企業の担当者向けのワークショップを実施しています。

（７）中小企業障害者雇用支援助成事業（産業労働局）

国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）（以下「特開金」といいます。）の対象となる障害者を雇用し、特開金の助成対象期間満了後も引き続き雇用する中小企業に対し３年間助成金を支給します。

（８）障害者安定雇用奨励事業（産業労働局）

障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善に取り組む事業主に対して、奨励金を支給します。

（９）難病・がん患者就業支援事業（産業労働局）

難病・がん患者が安心して職場で活躍できるように、治療と仕事の両立に配慮して、雇入れや就業継続に必要な支援を行う事業主に対し、奨励金を支給します。

（10）障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の顕彰制度（産業労働局）

障害者が社会の中で生き生きと活躍できるよう、障害者雇用において特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰するとともに、好事例の発信を行います。

（11）中小企業障害者雇用応援連携事業（産業労働局・しごと財団・東京労働局）

東京都、東京しごと財団、国（東京労働局・ハローワーク）、都内障害者就労支援機関が連携し、都内障害者就労支援機関に配置した支援員により、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別訪問し、企業ニーズに応じた情報提供支援メニューの提案等を行います。

（12）職場内障害者サポーター事業（産業労働局・しごと財団）

都内企業の人事担当者や障害者と共に働く社員に対し、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業に対し、奨励金を支給します。

（13）持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業（産業労働局）

障害者の新たな業務開拓・ニューロダイバーシティの観点から、障害者雇用の新たな可能性を模索しその普及啓発を推進します。また、トライアル雇用参加企業に対しては助成金を支給します。

（14）中小企業障害者雇用スタート支援奨励事業（産業労働局）

障害者を１人も雇っていない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、受け入れ初期段階の体制整備に係る費用を助成するため、奨励金を支給します。

【児童・生徒の職業的自立を目指した教育の推進】

（１）特別支援学校におけるキャリア教育の推進（教育庁）

小・中学部段階からのキャリア教育を充実し、働く喜びが体感できる指導等の展開を図ります。

（２）生徒全員の企業就労を目指した知的障害特別支援学校高等部の設置等（教育庁）

企業就職率１００％を目指す高等部就業技術科（５校）及び職能開発科（８校）の設置など、生徒一人ひとりの多様な進路希望に応える後期中等教育の実現に努めます。

（３）特別支援学校高等部生徒の職場実習及び就労先の開拓（教育庁）

関係機関と連携して企業向けのセミナーを開催し、理解啓発を図った上で職場実習や就労先の開拓を進めています。

また、就労支援アドバイザー等の民間活力を活用した就労先等の開拓に取組みます。

障害者就労支援の取組のイメージ

